

平成30年7月豪雨災害に係る応急仮設住宅の供与期間の再延長について

1 要旨・目的

- (1) 平成30年7月豪雨災害による住宅被災者で、本人の責によらない理由により、令和4年7月5日までに住宅の再建ができない見込の者に対して、応急仮設住宅の供与期間を再度1年間延長することについて内閣府と協議したところ、令和3年12月21日付で同意を得た。
- (2) このため、令和4年1月6日付けで、現在入居している全世帯（退去予定等の世帯及び広島市供与のみなし仮設住宅を除く。）に対して供与延長要件等の周知を行ったので報告する。

2 現状・背景

災害復旧事業の進捗状況によって、令和4年7月5日までに住宅の再建ができない世帯がある。

3 供与延長の概要

(1) 対象者

再建先周辺の災害復旧工事や災害関連緊急事業等の工事の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者

なお、令和4年1月19日現在で想定される延長の対象となるのは5世帯であり、各市町の内訳は次のとおりである。

【現時点で想定する各市町の供与延長世帯数】

市 町	三原市	東広島市	坂 町	合 計
世帯数	1	1	3	5

(2) 実施内容

応急仮設住宅の供与期間の1年間の再延長（令和5年7月5日まで）

(3) スケジュール

—

(4) 予算

災害応急救助費（令和4年度当初予算として提案する予定。）

4 その他（参考）

応急仮設住宅の入居決定世帯数（累計）及び現時点の入居世帯数は次のとおり。

【応急仮設住宅の入居状況】

項 目	賃貸型応急住宅	建設型応急住宅	合 計
入居決定世帯数（累計）	798	176	974
入居世帯数 （令和4年1月1日時点）	7	3	10 (1.0%)